



岩手県立盛岡第三高等学校

**危機管理
マニュアル**

令和8年5月

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 1 マニュアルの基本事項 | |
| 1-1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ | 1 |
| 1-2 危機管理の基本方針 | |
| 2 事前の危機管理 | |
| 2-1 平常時の危機管理体制 | 2 |
| 2-2 熱中症・落雷防止のためのガイドライン | 3 |
| 2-3 校外活動における危機未然防止対策 | 4 |
| 2-4 緊急時の非常参集体制 | 5 |
| 2-5 大災害発生時の職員行動フロー図（勤務時間外） | 6 |
| 2-6 学校が避難所になった場合の係分担 | 7 |
| 2-7 関係機関の緊急連絡先一覧 | 8 |
| 2-8 災害避難経路・防災救護器具配置 | 9 |
| 2-9 学校周辺の土砂災害ハザードマップ | 10 |
| 3 発生時の危機管理 | 11 |
| （1）重大な事件・事故が発生した場合（2）緊急事態発生時の確認事項（3）連絡すべき事項の文例等 | |
| 3-1-1 事故発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中） | 12 |
| 3-1-2 事故発生時の対応（勤務時間外／部活動中等） | 13 |
| 3-1-3 熱中症発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中） | 14 |
| 3-1-4 アレルギー緊急事態発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中） | 15 |
| 3-1-5 てんかん発作発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中） | 16 |
| 3-2-1 不審者侵入時の対応（学校に勤務中） | 17 |
| 3-2-2 不審者への対応（凶器携帯） | 18 |
| 3-2-3 猛獣（クマ）の対応 | 19 |
| 3-3-1 火災発生時の対応（学校に勤務中） | 20 |
| 3-3-2 落雷危険時の対応（学校に勤務中） | 21 |
| 3-3-3 地震発生時の対応（学校に勤務中） | 22 |
| 3-3-4 地震発生時の対応（登校・下校時） | 23 |
| 3-3-5 地震発生時の対応（対外活動中） | 24 |
| 3-4-1 気象警報発令等（風水害対策）への対応 | |
| 3-4-2 大地震、津波注意報及び警報発令等（大地震、津波対策）への対応 | |
| 3-4-3 全国瞬時警報システム（Jアラート）等による有事関連情報への対応 | 27 |
| 4 事後の危機管理 | |
| 4-1 安否確認 | 30 |
| 4-2 被災生徒等の保護者への対応 | 31 |
| 4-3 生徒、保護者等への説明 | 32 |
| 4-4 報道機関への対応 | 33 |
| 4-5 生徒等の心のケア | 34 |
| 4-6 調査・検証・報告・再発防止等 | 35 |

1 マニュアルの基本事項

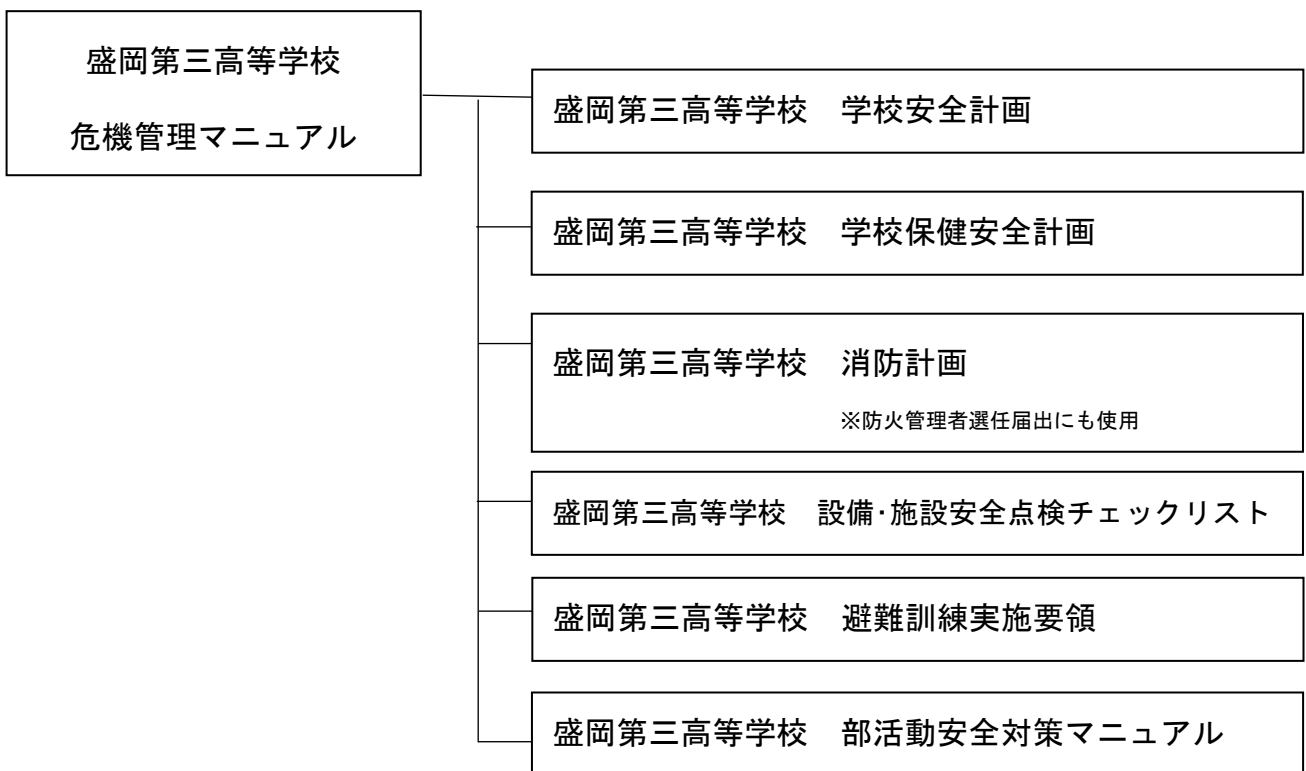
1-1 危機管理マニュアルの目的と位置づけ

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



1-2 危機管理の基本方針

(1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

2 事前の危機管理

2-1 平常時の危機管理体制

① 安全防災対策委員会組織（防災委員会）

| | |
|-----|---|
| 委員長 | 校長 |
| 委員 | 副校長、事務長、主査、各課分掌主任、学年主任、体育科主任、運動部長、文化部長、保健相談課員 |

② 安全防災対策委員会の主な役割

ア 「学校防災計画」の策定

イ 安全管理

- ・ 月初め「安全点検」の実施

ウ 教職員に対する研修会の実施

- ・ 消火器・救助袋等の取扱方法の研修
- ・ 災害発生時の初期対応についての研修

エ 防災教育・防災訓練の実施

- ・ 保健だより（Healthy Life）による啓発
- ・ 避難訓練の実施

③ 学校災害対策本部の組織と各班の任務

| | |
|----|--|
| 本部 | 本部長：校長 副本部長：副校長 事務長、保健相談課（連絡通報） ※防火管理責任者（副校長） |
|----|--|

| 班 | 職員・生徒配置 | 任 務 |
|------------|--|---|
| 消火 安全点検 | 経営企画課 事務（学校技術員） 3年1・3組（10名） | ・ 初期消火に努める ・ 被害状況を点検し、安全を確認する |
| 誘導 | 総務課 | ・ 残留者の有無を確認後、防火扉を閉鎖し、本部へ報告する |
| 最終確認 | 総務課 | ・ 残留者の有無を確認後、玄関等を閉鎖し、本部へ報告する |
| 救出 | 生徒指導課 3年2・7組（10名） | ・ 救助袋等により、人命の安全に努める。 ・ 負傷者の救出・救命にあたる |
| 救護 | 保健相談課 保健委員（全学年） | ・ 負傷者の救護にあたる |
| 搬出警備 | 教務課、進路指導課 3年4～6組（15名） | ・ 重要書類等の搬出にあたる ・ 搬出物の監視と警備にあたる |

2-2 熱中症・落雷防止のためのガイドライン

- ① 熱中症事故の防止
 - ア 熱中症は、未然に防止できる。生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを十分に認識した上で指導に当たる。
 - イ 生徒の健康管理を適宜適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講ずるとともに、校内放送等を活用して生徒全体に対して繰り返し注意を喚起する。
 - ウ 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、無理に活動せず自粛したり、運動を伴わない別の活動に切り替えたりするなどの適切な判断をする。
- ② 活動する場合には、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど柔軟に対応するとともに、水分補給や休息を励行し、適切に対策を講じる。
- ③ 熱中症の第一発見者が生徒であることも予想されるので、活動開始前にどのような対応・措置が必要か指示しておく。

| 気温 (参考) | 暑さ指数 (WBGT) | 熱中症予防運動指針 (公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より | |
|----------------|----------------|--|---|
| 35℃以上 | 31以上 | 運動は原則中止 | 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。 |
| 31℃以上 35℃未満 | 28以上 31未満 | 嚴重警戒 (激しい運動は中止) | 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。 |
| 28℃以上 31℃未満 | 25以上 28未満 | 警戒 (積極的に休憩) | 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。 |
| 24℃以上 28℃未満 | 21以上 25未満 | 注意 (積極的に水分補給) | 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |
| 24℃未満 | 21未満 | ほぼ安全 (適宜水分補給) | 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 |

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

*救急車要請の判断

「名前が言えない、日時がわからない、場所がわからない」等、意識がはっきりしていないときは、直ちに救急車を呼び、体を冷却しながら、到着を待つ。

④ 落雷事故の防止

ア 事前に天気予報で落雷情報等を確認することや、万が一の場合に備えて避難場所を確認しておくなど適切に対策を講じることとする。

イ 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、雷雲が立ちこめたり雷鳴が聞こえたりするなど落雷の予兆があった場合、躊躇することなく、速やかに活動を中止し、危険性がなくなると判断されるまで、安全な場所に避難すること。「雷鳴と稲妻の間隔があいているから、まだ遠くだ」という判断は科学的ではない。この判断で重傷落雷事故が起こり、裁判で教員が責任を問われ、敗訴した事例あり。

2-3 校外活動における危機未然防止対策

① 事前の検討・対策

修学旅行、移動教室、校外実習、対外試合その他の校外活動について、生徒の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

ア 校外活動全般

- ・ 校外活動先固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。
- ・ 現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED配置場所、病院・警察署等）、避難に際して教員等の付き添いを要する生徒等を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。
- ・ 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。
- ・ 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡方法について検討する。
- ・ 生徒が車両や船舶等を利用する場合には、引率教員の配置や移動中の安全管理体制について、同乗の有無を含めて事前に十分な検討を行い、緊急時対応が可能な体制を構築するものとする。
- ・ 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するか事前に確認する。

イ 食物アレルギー対応

- ・ 食物アレルギーを有する生徒についての情報と、緊急時の対応について、事前にすべての引率教職員間で共有する。
- ・ エピペン®等持参薬の管理方法について確認する。
- ・ 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。
- ・ 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議する。
- ・ 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。
 - ⇒ エピペン®等持参薬の使用法の再確認
 - ⇒ 搬送可能な医療機関の事前調査
 - ⇒ 円滑な治療を受けるため、（必要に応じて）主治医からの紹介状を用意

② 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加する。

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制表 | <input type="checkbox"/> 生徒名簿（緊急連絡先を含む） |
| <input type="checkbox"/> 訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | <input type="checkbox"/> 緊急搬送先医療機関の情報 |
| <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット | <input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォン |
| <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ端末 |

③ 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- ア 現地に到着直後に、引率教職員間（必要に応じて生徒も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- イ 校外活動開始時に、活動中の留意事項の指導を徹底する。
- ウ 現地での活動内容や行動範囲に応じた引率教員の配置および役割分担について確認するとともに、事故・急病等の発生時に組織的かつ迅速に対応できる現地体制を構築する。
- エ 学校側では、職員室の中央白板に對外行事参加願や行程表等を掲示するなどして、状況確認が可能な体制を構築する。

2-4 緊急時の非常参集体制

①非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

| 区分 | 配備基準 | 対象教職員 |
|------|---|--------------------------------------|
| 3号配備 | ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が全ての組織及び機能を挙げて災害応急対応を講じる必要がある場合 イ 管内に 震度6強以上 の地震が発生した場合 ウ 大津波警報 が発令された場合 等 ※ 上記ア、ウは盛岡管外で発生・発表された場合でも参集対象となる | 全職員 |
| 2号配備 | ア 気象警報及び気象特別警報が発表され、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがある場合で、本部長が本体制で災害応急対策を講じる必要があると認めた場合 イ 管内に 震度6弱 の地震が発生した場合 ※ 上記は盛岡管内に発表・発生した場合に限る。 | 校長・副校長・ 事務長・ 主査（事務）・ 主任（教員） |
| 1号配備 | ア 気象警報が発表され、相当規模の災害が発生又は発生するおそれがある場合で、本部長が本体制で災害応急対策を講じる必要があると認めた場合 イ 気象特別警報が発表された場合 ウ 管内に 震度5強 の地震が発生した場合 ※ 上記は盛岡管内に発表・発生した場合に限る。 | なし |

②勤務時間外の非常参集について

ア 安全の確保を第一に考える。

勤務時間外に災害発生に直面したら、まず自分自身や家族、近隣住民等の安全確保を最優先に行動すること。

イ 二次災害の防止に努める。

初期消火や出火防止、倒壊家屋からの人命の救出活動等、二次災害の防止に努めること。

ウ 災害情報の早期収集を図る。

テレビやラジオからの災害情報等の入手に努め、震度情報、津波情報、気象情報等について確認し、「災害時における職員の配置基準」に該当する場合、校長の指示を待つことなく、速やかに参集すること。

エ 参集の際には細心の注意を払う。

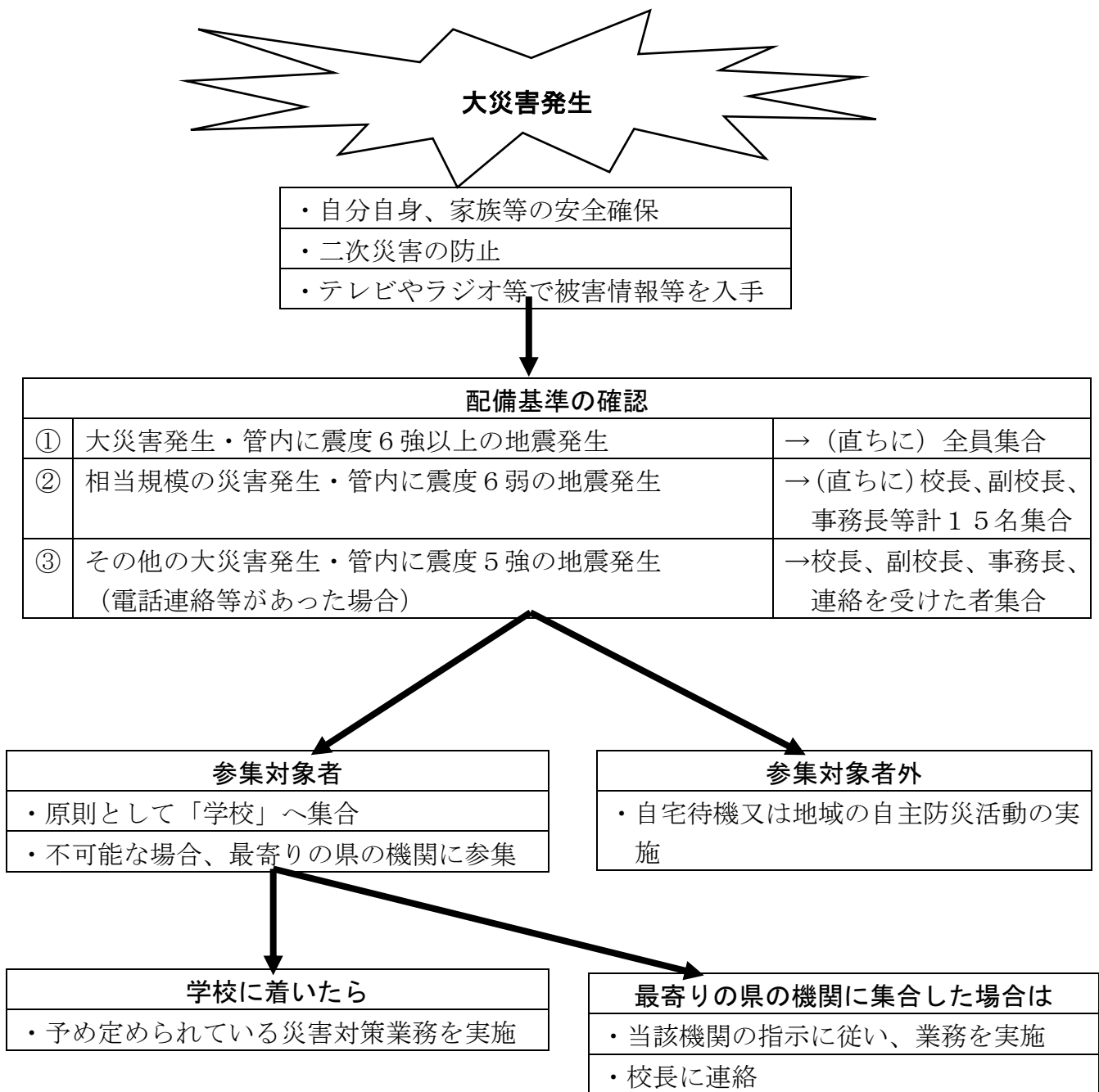
参集する際には、家屋の倒壊、道路の陥没、橋梁の落下等に細心の注意を払い、できるだけ徒歩又は自転車を利用すること。

オ 登校できない場合は学校（校長）に連絡する。

・自ら又は家族が被災した職員は、その旨を校長に連絡すること。

・交通の途絶等により登校できない職員は、最寄りの合同庁舎等県の機関に行き、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務を行うこと。

2-5 大災害発生時の職員行動フロー図（勤務時間外）



2-6 学校が避難所になった場合の係分担

| 班 | 役割 | 準備物 |
|---|---|---|
| 対策本部 担当： 校長（本部長） 副校長（副本部長） 事務長 | <ul style="list-style-type: none"> ・事故、災害の情報収集・とりまとめ ・校内の被災状況把握と応急対策の決定、指示 ・各班との連絡調整 ・緊急時持ち出し品の搬出・保管 ・記録日誌・報告書の作成 ・岩手県教育委員会、盛岡市災害対策本部等との連絡調整 ・報道機関への対応 | 危機管理マニュアル、 学校敷地地図、懐中電灯、 携帯型ラジオ、拡声器、 緊急活動の日誌、 ホイッスル、 トランシーバー、 携帯電話 等 |
| 消火・安全点検 担当： 経営企画課、事務（学校技術員） | <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・避難、救助活動等の支援 ・施設・設備の被害の状況確認 ・校内建物の安全点検・管理 ・近隣の危険箇所の巡視 ・二次被害の防止 | 消火器、ヘルメット、 携帯型ラジオ、 道具セット、 手袋 等 |
| 安否確認・避難誘導 担当：総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び教職員の安否確認 ・安全な避難経路での避難誘導 ・負傷者の把握 ・下校指導及び学校待機生徒の掌握・記録 ・行方不明の生徒・教職員の把握・報告 | クラスの出席簿 等 |
| 救出 担当： 生徒指導課 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び教職員の救出・救命 ・危険箇所等の確認 ・負傷者の搬出 ・負傷者の負傷程度の確認・通報 | マスク、毛布、 トランシーバー、 担架、AED 等 |
| 救急医療 担当： 保健相談課 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師等の確保、手当備品の確認 ・負傷者の保護、応急手当 ・関係医療機関との連携 ・心のケア | 応急手当の備品 健康カード、担架、水 毛布、AED 等 |
| 保護者連絡 担当：教務課 | <ul style="list-style-type: none"> ・引渡し場所の指定 ・保護者等の身元確認、生徒引渡し | 出席簿、 集合場所でのクラス配置図 |
| 応急復旧 担当：事務（学校技術員） | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達と管理 ・危険箇所の処理、立入禁止措置・表示等 ・避難場所の安全確認 | 構内図、標識、 バリケード 等 |
| 避難所協力 担当： 進路指導課、 情報処理課 | <ul style="list-style-type: none"> ・市及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ・避難者の名簿作成 ・緊急物資の受け入れと管理 ・ボランティアの受け入れ ※本校に避難所が開設された場合のみ | マスターキー バリケード ラジオ、テープ、 校内配置図、 避難者への指示 等 |

2-7 関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。
校長は毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。

① 公的機関

警察 110

| | | | |
|--------|-------|--------------|-------------------|
| 岩手県警本部 | 生活安全部 | 019-653-0110 | |
| 盛岡東警察署 | 生活安全課 | 019-606-0110 | 上田交番 019-662-2284 |
| 盛岡西警察署 | 生活安全課 | 019-645-0110 | |
| 紫波警察署 | 生活安全課 | 019-671-0110 | |

消防 119

| | | | |
|---------|--------------|-------|--------------|
| 盛岡中央消防署 | 019-622-0119 | 上田出張所 | 019-626-0119 |
|---------|--------------|-------|--------------|

| | | | |
|-------------------|--------------|-----|--------------|
| 岩手県教育委員会事務局（県庁代表） | 019-651-3111 | | |
| 学校教育室高校教育課長 | 019-629-6149 | Fax | 019-629-6144 |
| 学校教育室生徒指導課長 | 019-629-6145 | Fax | 019-629-6144 |
| 教育企画室学校施設課長 | 019-629-6153 | Fax | 019-629-6119 |
| 教職員課総括課長 | 019-629-6120 | Fax | 019-629-6134 |
| 保健体育課総括課長 | 019-629-6190 | Fax | 019-629-6199 |

② 医療機関

| | | | |
|---------|--------------------|--------------|--------------|
| 県立中央病院 | 019-653-1511 | 内丸メディカルセンター | 019-613-6111 |
| 盛岡市立病院 | 019-635-0101 | 高次救急センター | 019-651-5111 |
| 学校医（内科） | 久喜内科・脳神経内科医院（久喜寛之） | 019-662-7177 | |
| （耳鼻咽喉科） | さいとう耳鼻咽喉科（斎藤達雄） | 019-662-0708 | |
| （眼科） | 小笠原眼科クリニック（小笠原孝祐） | 019-662-3223 | |
| （歯科） | 前川歯科医院（前川 洋） | 019-647-1411 | |
| （学校薬剤師） | 岩手医科大学薬学部（三部 篤） | 019-651-5110 | |
| 盛岡市保健所 | 019-603-8301 | Fax | 019-654-5665 |
| 県央保健所 | 019-629-6565 | Fax | 019-629-6594 |
| 中部保健所 | 0198-22-2331 | Fax | 0198-24-9240 |

| | |
|--------------------|--------------|
| 岩手県電話相談窓口（コールセンター） | 019-629-6085 |
|--------------------|--------------|

③ その他

| | |
|------|--------------|
| 寿広警備 | 019-624-7317 |
|------|--------------|

| | |
|------|--------------|
| 東北電力 | 0120-175-366 |
|------|--------------|

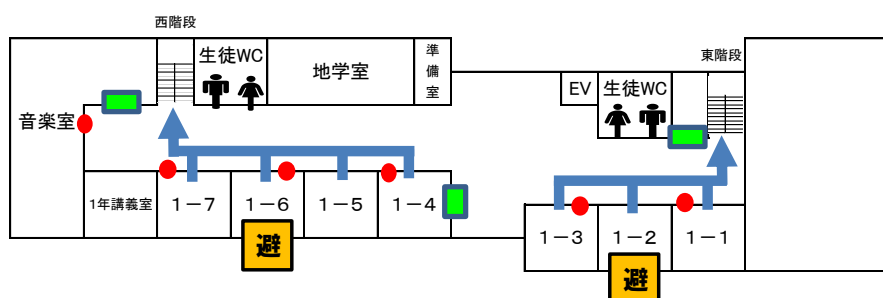
| |
|-----------------------|
| 災害用伝言ダイヤル171 伝言Web171 |
|-----------------------|

| | |
|----------|--------------|
| 盛岡市上下水道局 | 019-623-1411 |
|----------|--------------|

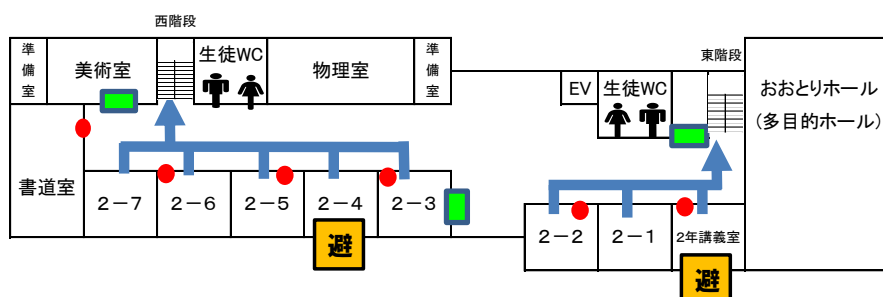
災害避難経路・防災救護器具配置

- 消火栓
- 消火器

5階

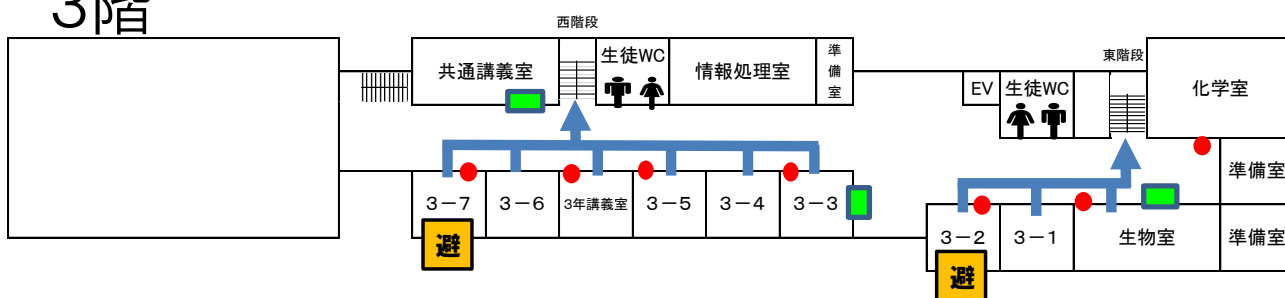


4階

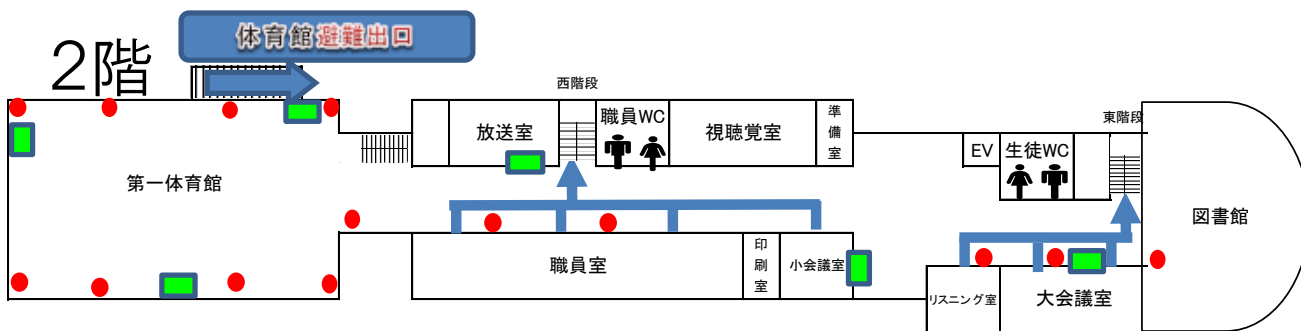


3階

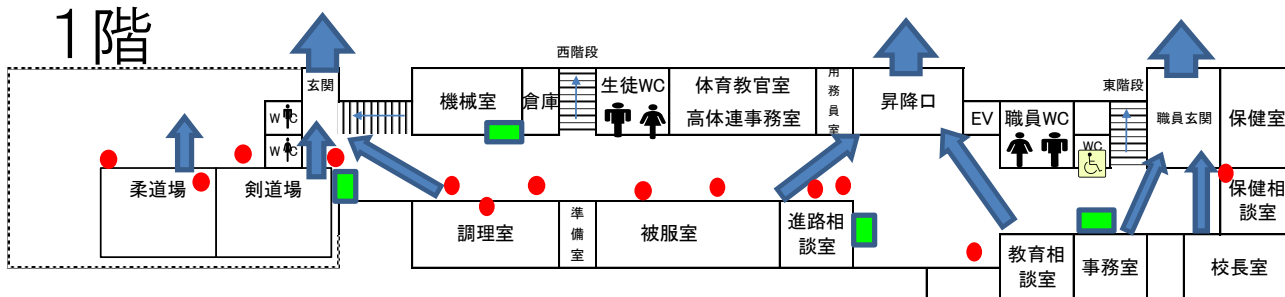
※3階シャッターの関係で3階生徒の避難経路を西階段経由にした。3階避難者→4階避難者の順で進める。



2階

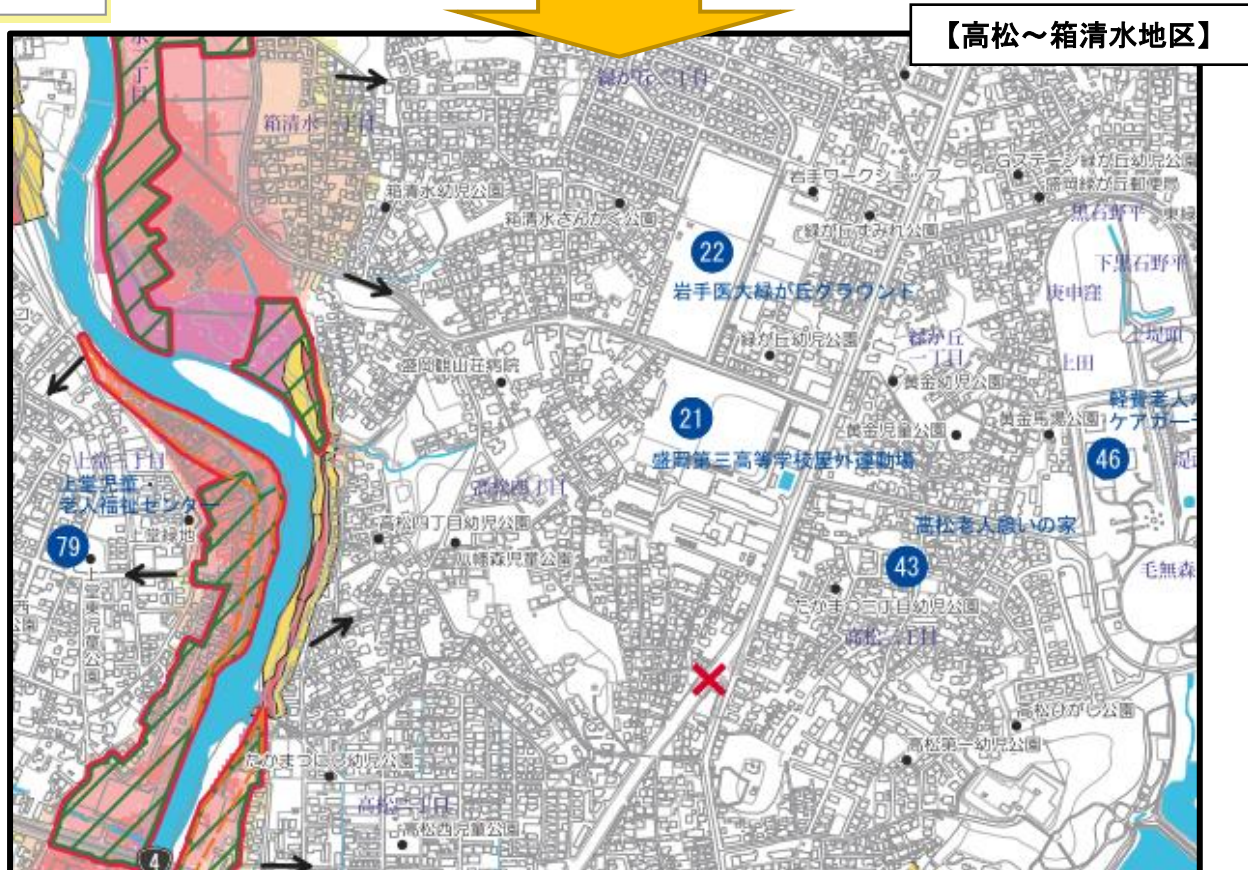
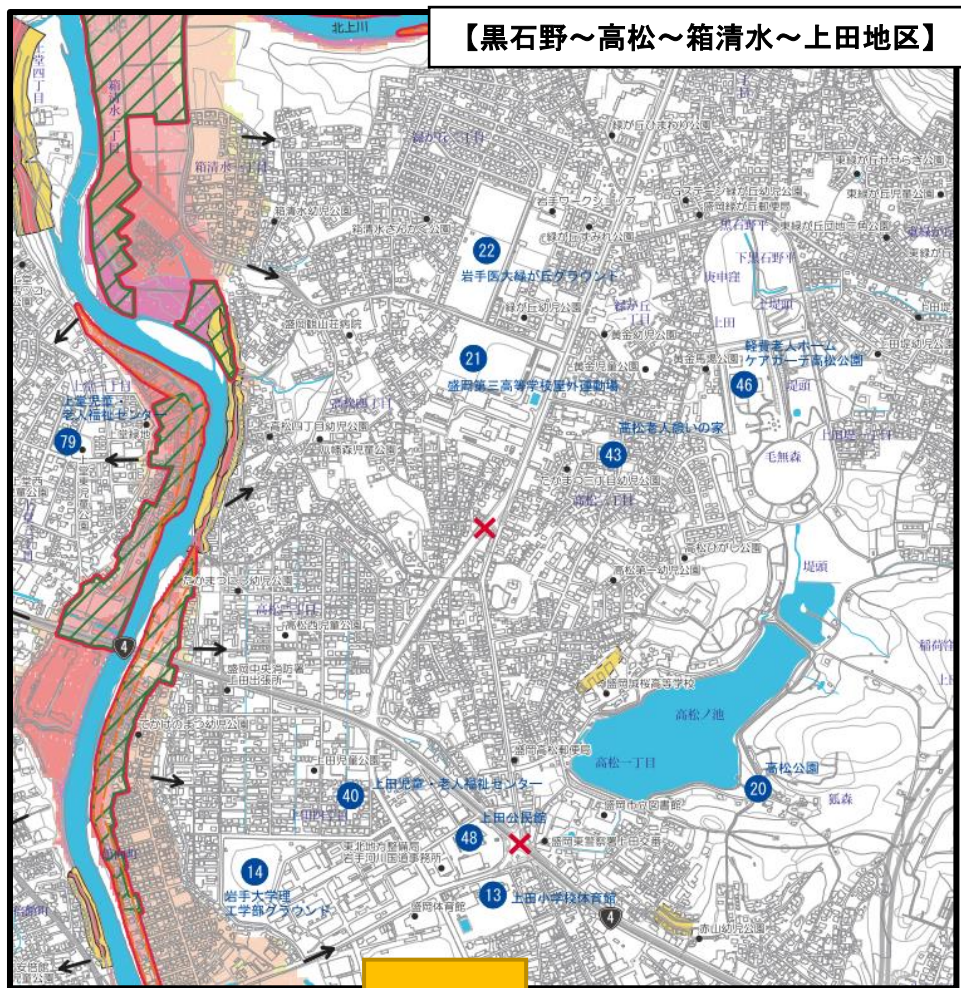
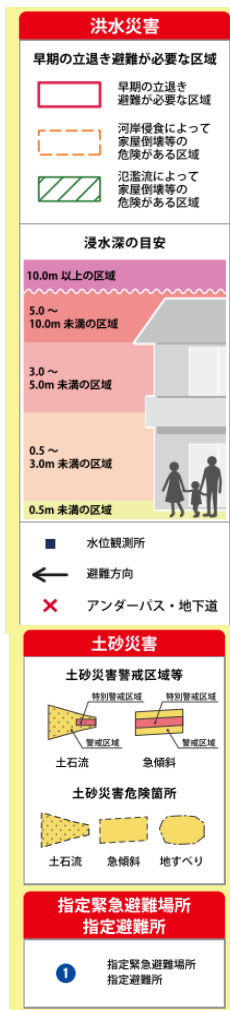


1階



※冬季期間中は、シャッターが閉まるため、昇降口へ避難すること

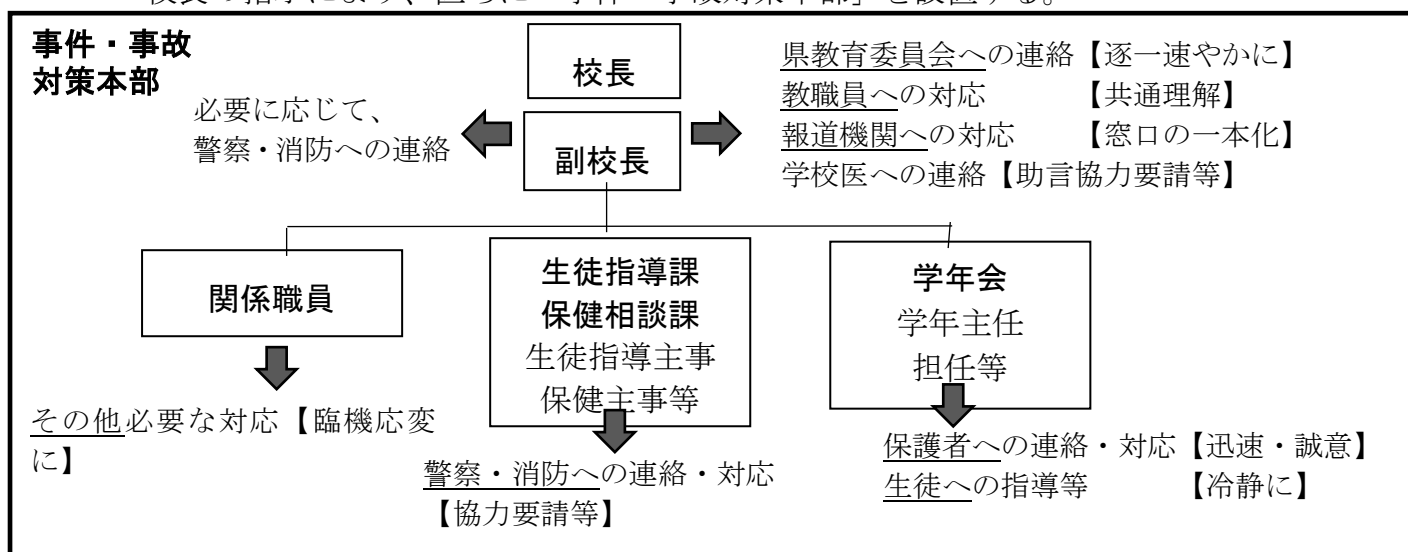
2-9 学校周辺の土砂災害ハザードマップ



3 発生時の危機管理

(1) 重大な事件・事故が発生した場合

校長の指示により、直ちに「事件・事故対策本部」を設置する。



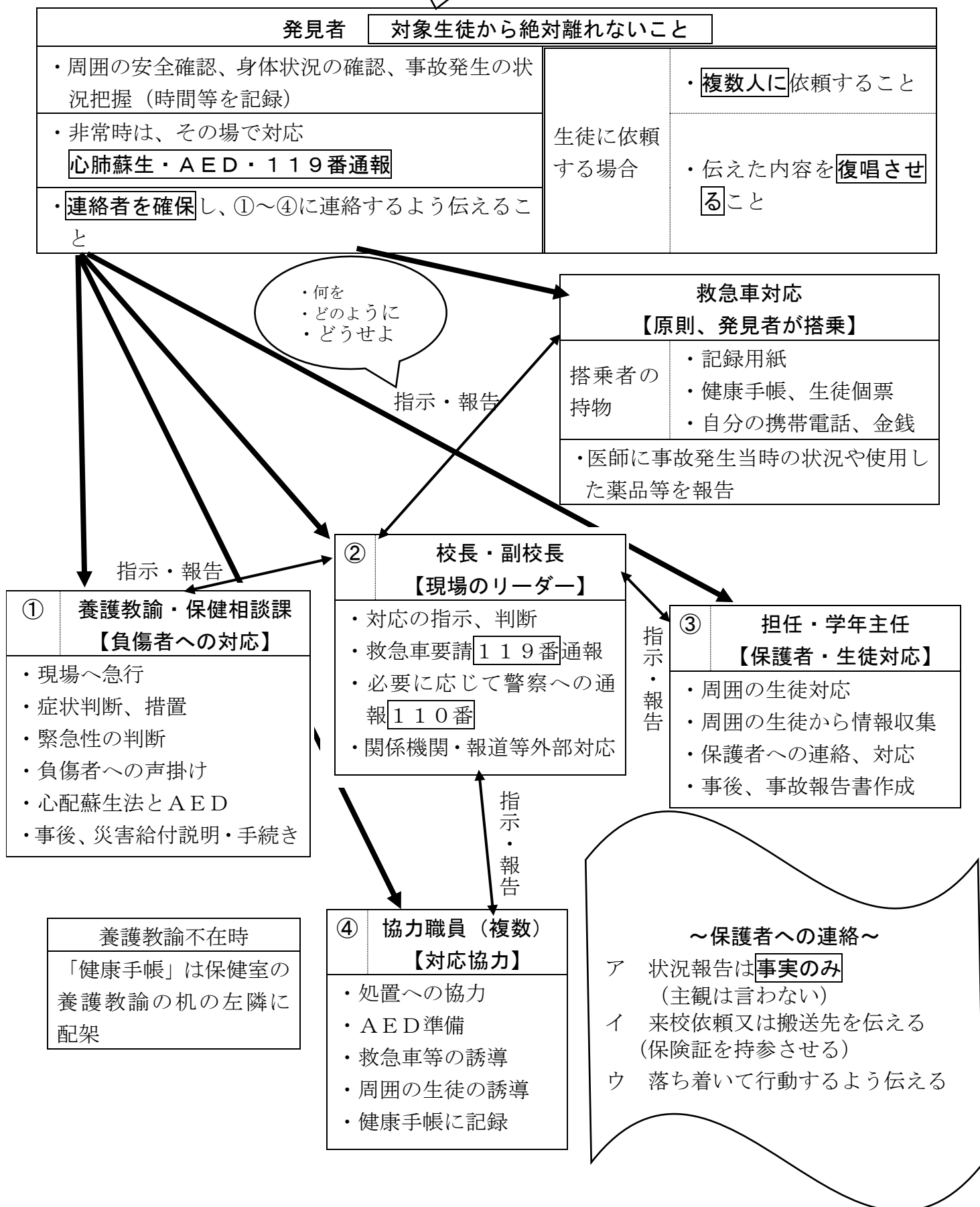
(2) 緊急事態発生時の確認事項

| | |
|---|--|
| ① | ・緊急事態が発生した場合、発生現場における対応は 複数の職員 で対応する。 ・応急処置、連絡、担架、記録、生徒への指示、管理職への報告等を 分担 し行う。 |
| ② | ・傷病生徒を動かせる場合は、保健室へ移動させる。動かすと危険だと思われる状況のときは、周囲の生徒を別の場所に移動させ、被害の拡大防止等に努める。 |
| ③ | ・保護者以外への外部対応は窓口を一本化し、 副校長 があたる。 |
| ④ | ・救急車を要請する場合は、速やかに要請する。(到着まで約6分かかることを念頭に行動する。) 要請した場合は副校長及び校長に報告する。 |

(3) 連絡すべき事項の文例等

| | | |
|---|------------------|--|
| ① | 警察 への緊急連絡 | 局番なしの 110番 をダイヤル(携帯電話も同様、県警本部通信司令室に直接つながる) |
| | 通報文例 | <p>a (落ち着いた)「盛岡第三高校です。今、不審な男が校内に侵入し暴れていて生徒が怪我をしています。すぐに支援をお願いします。」</p> <p>b その後は、警察からの質問に答える形で、「学校住所番地」、「通報者氏名」、「電話番号」等を正確に知らせる。</p> |
| ② | 消防 への緊急連絡 | 局番なしの 119番 をダイヤル(110番通報した場合は、救急車が連動して手配されるが、重複しても良い) |
| | 通報文例 | <p>a 相手が、「もしもし、火事ですか事故ですか」と聞くので、はっきりと「火事(事故)です。消防車(救急車)をお願いします。」と伝える。</p> <p>b その後、消防からの質問に答える形で、「学校住所番地」、「通報者氏名」、「傷病者氏名」、「傷病者の性別と年齢」、「意識や状態」等を正確に知らせる。</p> |

3-1-1 事故発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）



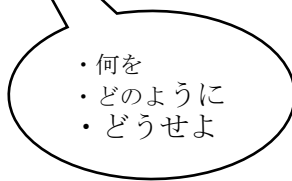
3-1-2 事故発生時の対応（勤務時間外／部活動中等）



| | |
|--|---|
| 発見者 対象生徒から絶対離れないこと | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の安全確認、身体状況の確認、事故発生の状況把握（時間を記録） | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生徒に依頼する場合</div> <ul style="list-style-type: none"> ・複数人に依頼すること ・伝えた内容を復唱させること |
| <ul style="list-style-type: none"> ・非常時として、その場で対応 心肺蘇生・AED・119番通報 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・可能な場合、連絡者・協力者を確保 | |

| |
|---|
| 協力職員（可能なら複数） 【対応協力】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・処置への協力 ・AED準備 ・救急車等の誘導 ・周囲の生徒の誘導 ・周囲の生徒対応 ・周囲の生徒から情報収集 ・事後、健康手帳に記録 |

| | |
|--|--|
| 救急車対応 【原則、発見者が搭乗】 | |
| 搭乗者の持物 | <ul style="list-style-type: none"> ・記録用紙 ・自分の携帯電話、金銭 ・可能な場合は、健康手帳 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・医師に事故発生当時の状況や使用した薬品等を報告 | |

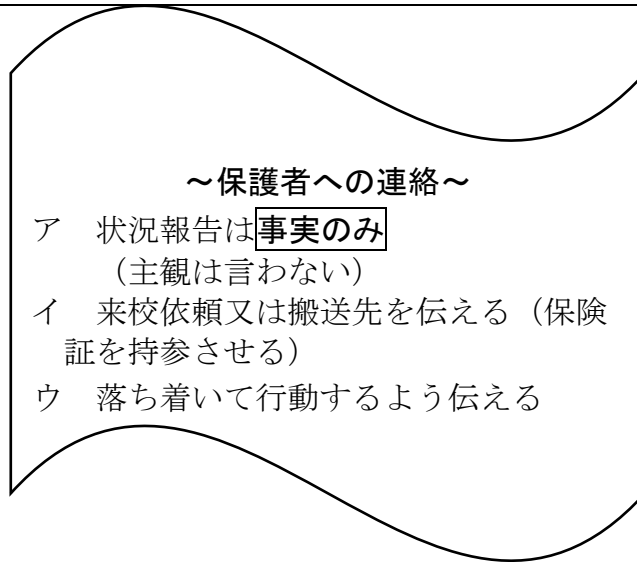


| |
|---|
| 校長・副校長 【リーダー】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・対応の指示、判断 ・必要に応じて警察への通報110番 ・関係機関・報道等外部対応 |

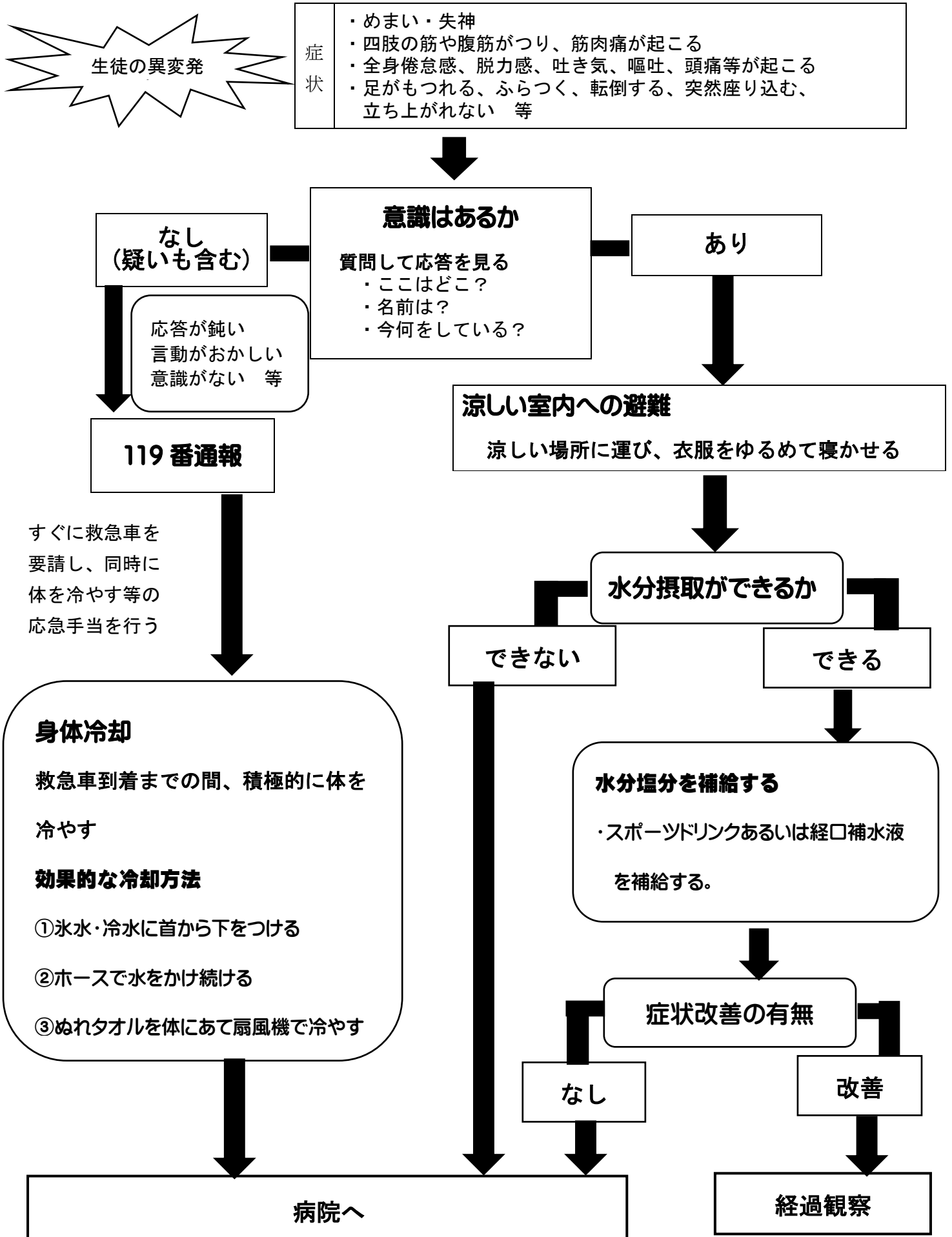
| |
|---|
| 担任（・学年主任） 【保護者対応】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡、対応 ・事後、事故報告書作成（ただし、部活動中である場合、部顧問が作成することもある） |

| |
|--|
| 養護教諭 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事後、災害給付説明・手続き |

| |
|-------------------------|
| 養護教諭不在時 |
| 「健康手帳」は保健室の養護教諭の机の左隣に配架 |



3-1-3 熱中症発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）

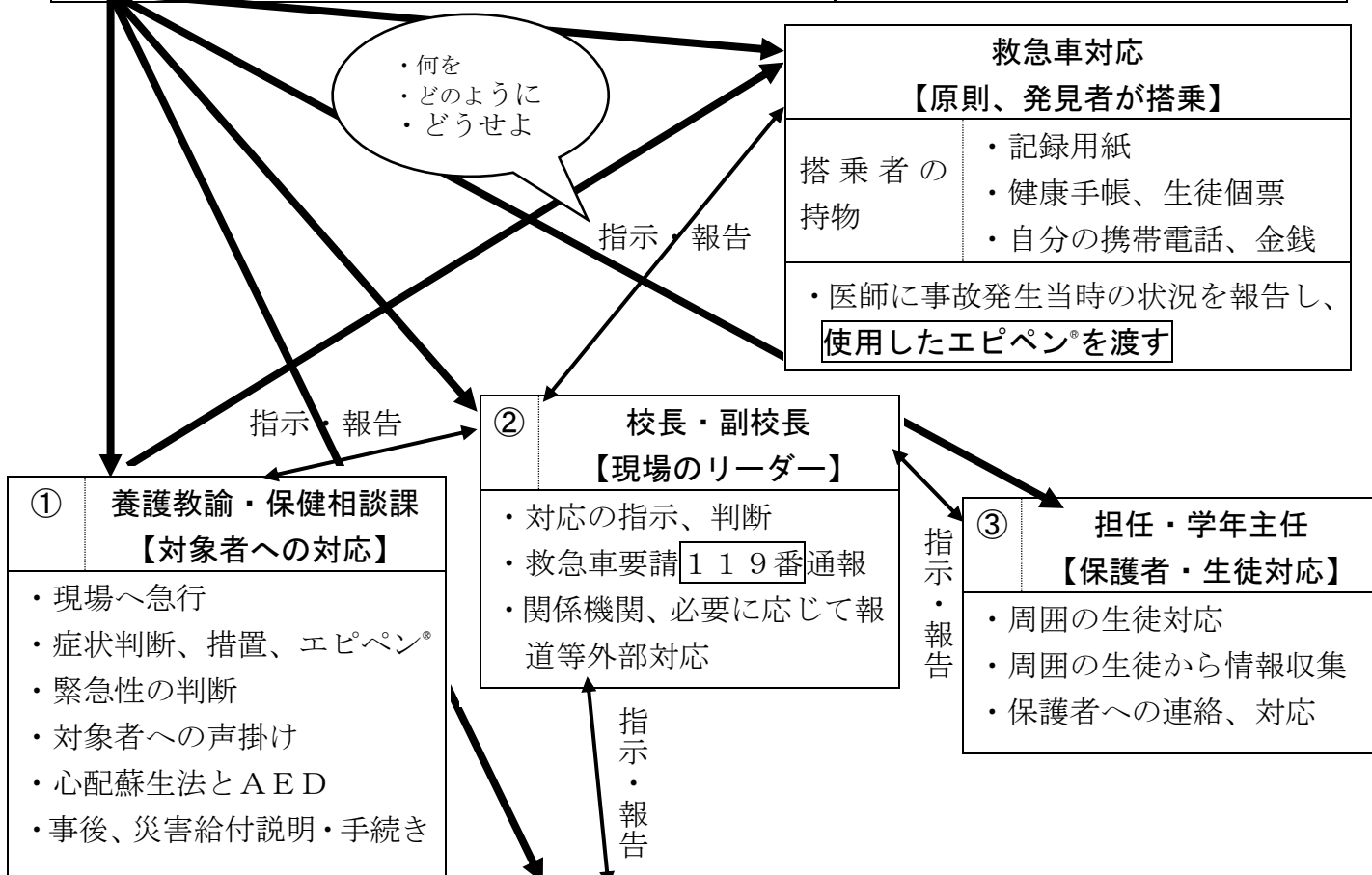


3-1-4 アレルギー緊急事態発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）



| | | |
|-----------|------|--------------------------------------|
| 訴え (例) | 職員周知 | 「アレルギー物質を食べてしまった」「体が痒くなってきた」 |
| | 注意 | 「喉がイガイガする」「息苦しい」「吐きそう」「腹が痛い」 |
| | 危険 | ～命の危険がある症状～ 咳き込む、嘔吐、下痢、ぐったり（ショック） |

| | |
|---|--|
| 発見者 対象生徒から絶対離れないこと | |
| ・車イス・担架で保健室に移動（歩かせない） | ・状況把握（記録） |
| ・場合によっては、現場で対応 エピペン®・心肺蘇生・AED・119番通報 | 生徒に依頼する場合 ・複数人に依頼すること ・伝えた内容を復唱させること |
| ・連絡者を確保し、①～④に連絡するよう伝えること | |



養護教諭不在時
「健康手帳」は保健室の養護教諭の机の左隣に配架
保健室に入ってすぐの左側に「アナフィラキシー対応コーナー」あり

④ 協力職員（複数）
【対応協力】

- ・処置への協力
- ・エピペン®の確認、準備
- ・AED準備
- ・救急車等の誘導
- ・健康手帳に記録

～保護者への連絡～

ア 状況報告は**事実のみ**
（主観は禁句）

イ 来校依頼又は搬送先を伝える
（保険証を持参させる）

ウ 落ち着いて行動するよう伝える

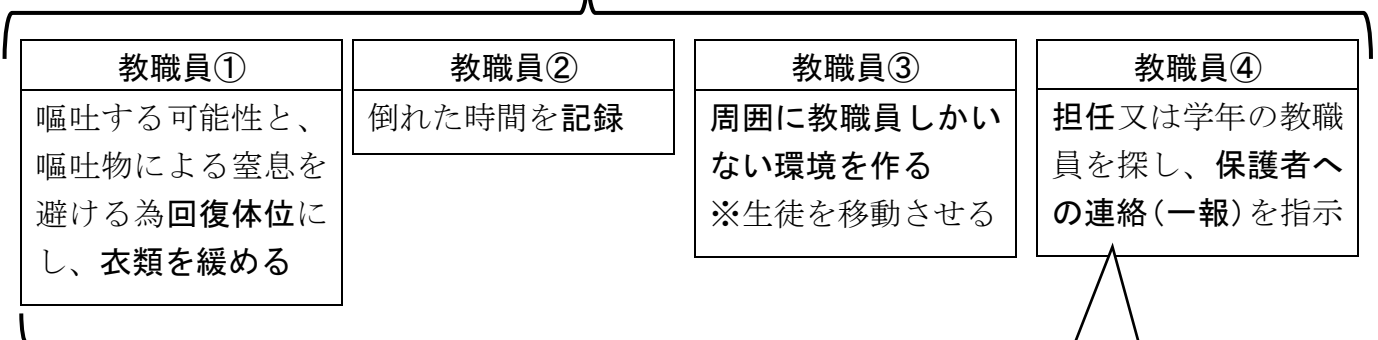
3-1-5 てんかん発作発生時の対応（学校に勤務中／授業中・部活動中）



| | |
|----|--|
| 症状 | ～いつもと様子が違うなという感じ…～ ・目つきがおかしい ・頭が痛そうな様子 ・反応がおかしい（意識朦朧） |
|----|--|

| | |
|-----|---|
| 発見者 | 対象生徒から絶対離れないこと |
| ① | 発見者は「具合が悪そうだけど大丈夫？」と声を掛ける |
| ② | 反応が鈍かったり、「頭痛がする」「気分が悪い」という訴えがあったりしたら、「保健室に行こう」と付き添う |
| ③ | 途中で倒れた場合、「倒れました」と言って、他の教職員に協力要請し、保健室にも連絡 |
| ④ | 複数の教職員で対応する |
| ⑤ | 周囲に生徒が大勢いる場合には、生徒を別の場所へ移動させる |

| | |
|--------------------|--|
| 生徒を横にさせる (回復体位) | 生徒の周囲を片付けて、頭の下にバスタオル等柔らかい物を敷く × 口の中にタオル等をいれない × 発作を押さえつけない |
|--------------------|--|



| |
|--|
| 発作が続く場合 発作を繰り返す場合 |
| ① 発作が15分続いた段階で、(養護教諭又は担任・学年会の教職員が) 保護者へ連絡（二報）し、「現在の様子を報告」、「今後の対応について相談」 救急搬送を決定した場合 |
| ② 意識消失の場合、救急搬送 |

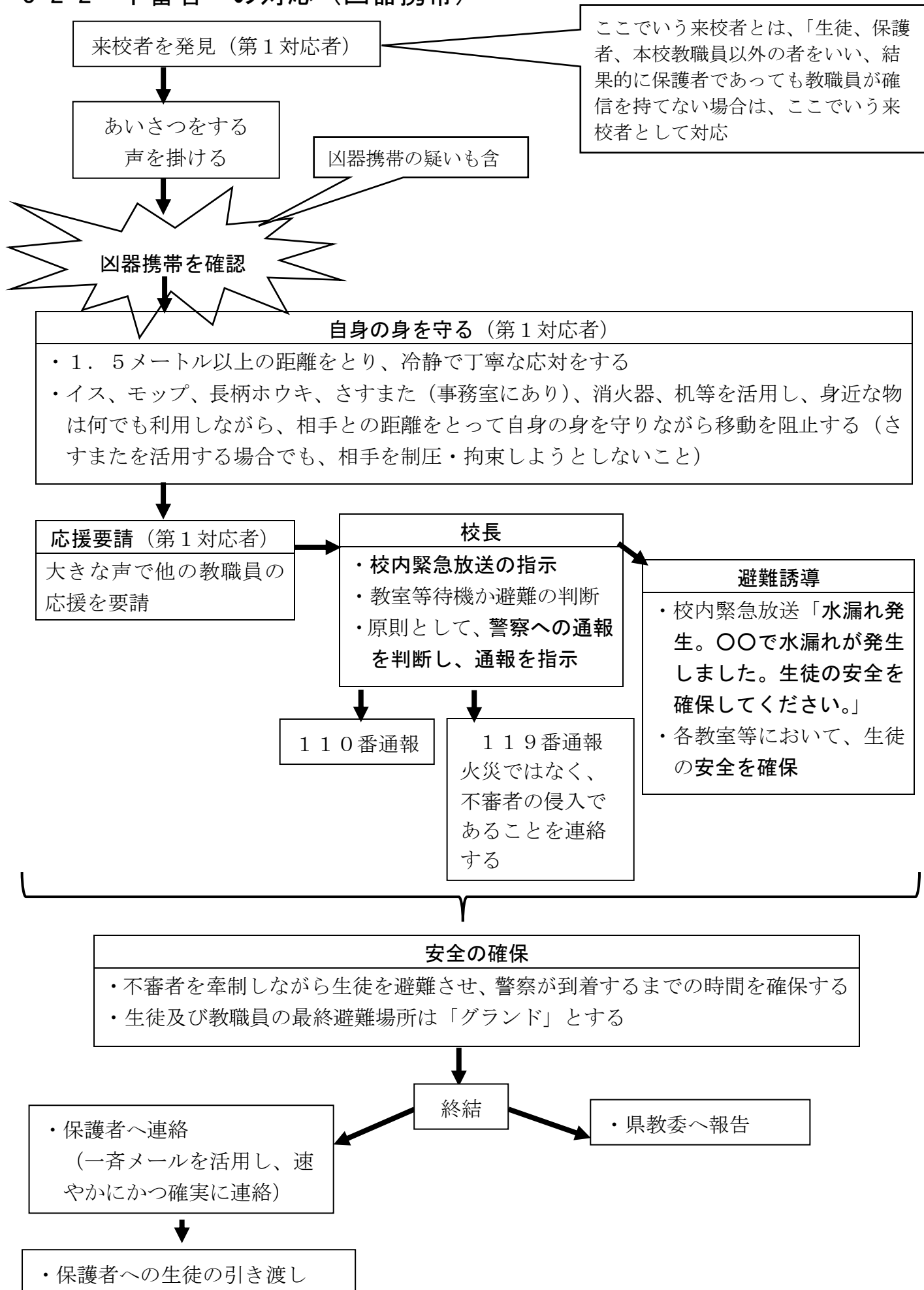
| |
|--|
| 発作が落ち着いた場合 |
| ・保健室のベッドに移送し、休養させる ・養護教諭又は担任・学年会の教職員が、保護者へ二報し、「今後の対応について相談」 |

～連絡内容～
 「倒れた時間、場所、学校の対応状況、(必要に応じて) 発作が続く場合は今後の対応について相談」

校長・副校長に報告

119番通報し、救急車の出動を要請
 (救急車には教職員が同乗)

3-2-2 不審者への対応（凶器携帯）



3-2-3 猛獣（クマ）の対応

(1) 校外での対応（事前指導）

①出逢わない工夫

保護者・生徒が居住地域の情報収集に努める

鈴・笛、ラジオ、レコーダーなど音のするものを携帯し、自分の存在を知らせる

③出逢った場合

目を離さないようにしてゆっくり後ずさり、立木等の障害物を間に入れる、背中を見せて逃げない

②発見した場合

慌てず、接近しない、そっと立ち去る、走って逃げない

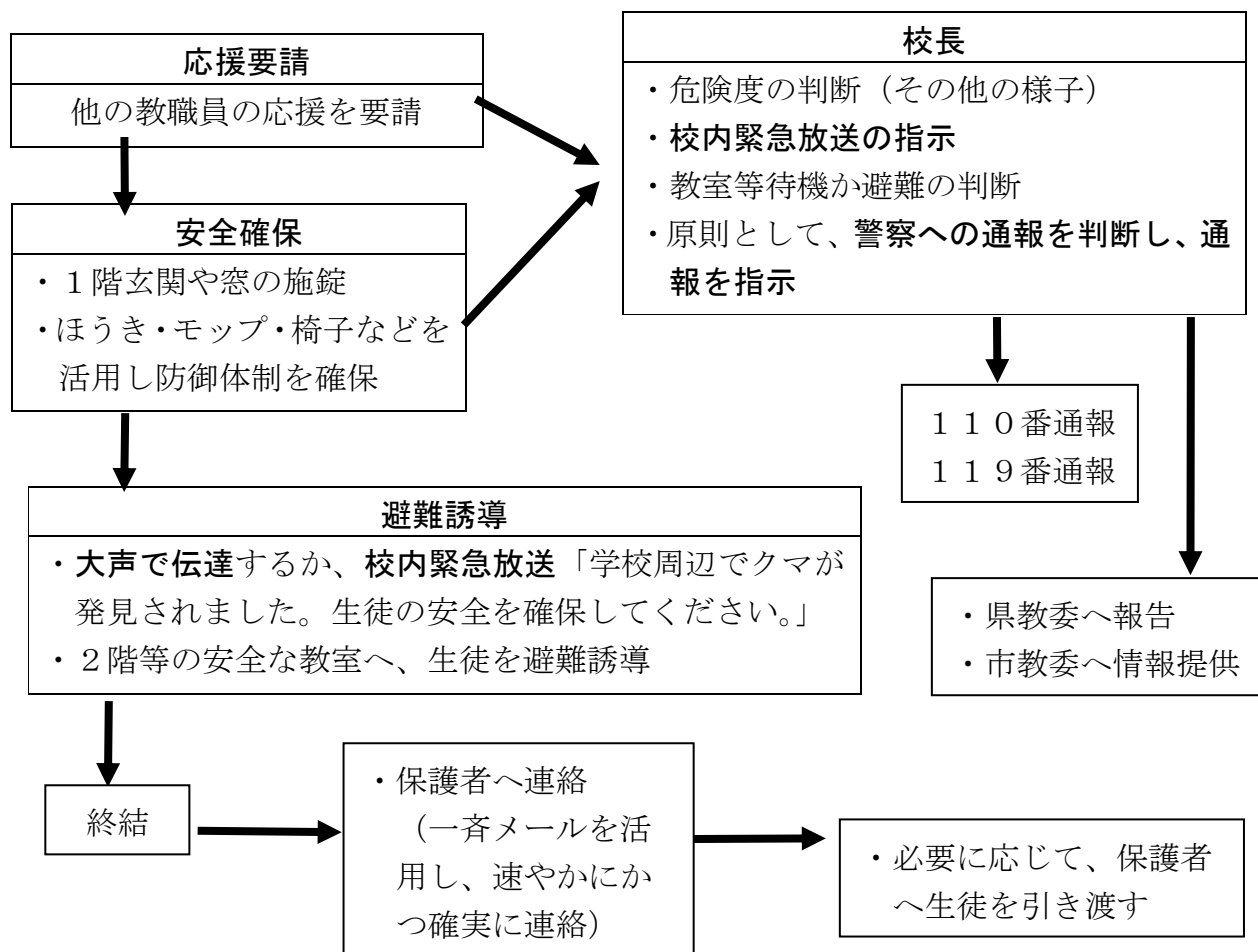
親子クマに特に注意

④攻撃してきたら

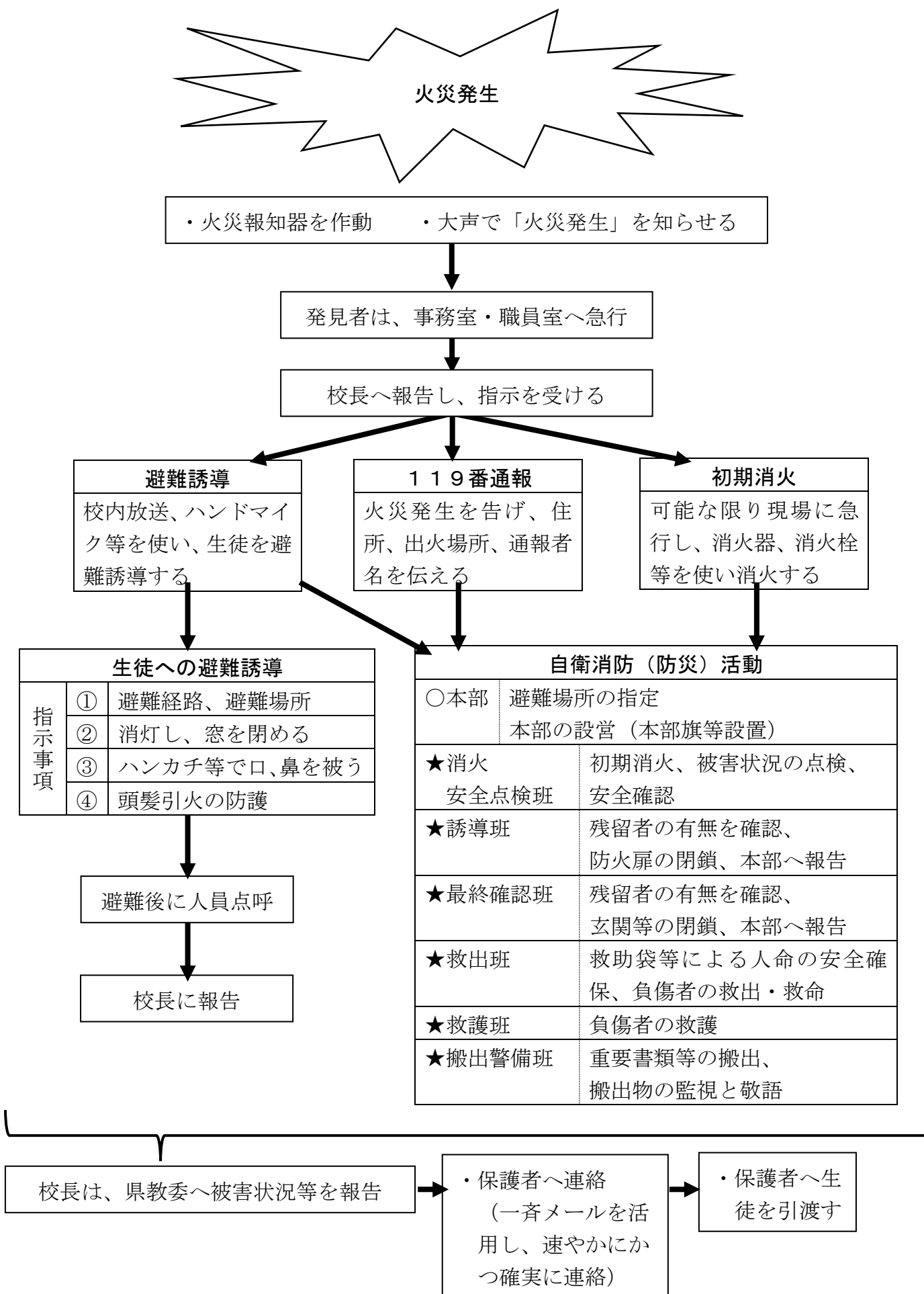
風向きに注意して撃退スプレー

両腕で顔や頭をカバーし、体を丸くして地面に伏せて防御

(2) 学校周辺での対応



3-3-1 火災発生時の対応（学校に勤務中）



3-3-2 落雷危険時の対応（学校に勤務中）

雷鳴が聞こえる距離（約10km）の範囲内は、その場に落雷する可能性がある

雷鳴・雷光の確認

| 生徒への避難誘導 | |
|----------|---|
| 指示事項 | ① 諸活動を止めさせ、速やかに屋内に避難させる |
| | ② テントやビニールハウス、トタン屋根の仮小屋は危険であることを徹底し、校舎内に避難させる |
| | ③ 周囲に建物等がない場合は、身を低くさせる |
| | ④ 高い木の4m以内に近づかせない |

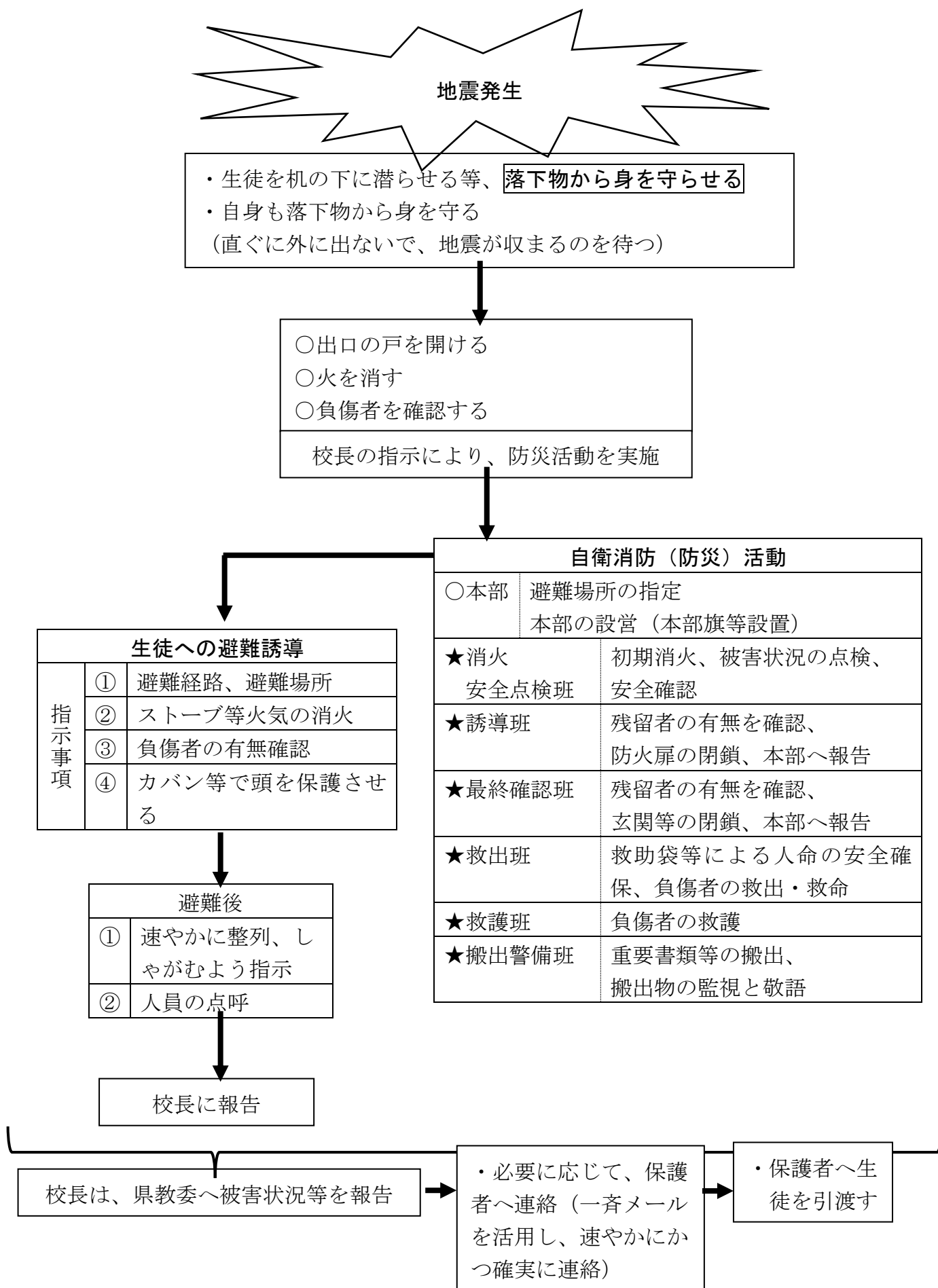
雷鳴が止む・雷光の確認ができなくなる

| 生徒への指示 | |
|--------|---|
| 指示事項 | ① 雷鳴が止んでからしばらくは落雷の危険があることから、安全な場所で待機させる |
| | ② 一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づく場合もあるので、新しい雷雲の接近に注意させる |

気象情報等で安全を確認の上、諸活動を再開するかどうかを判断する

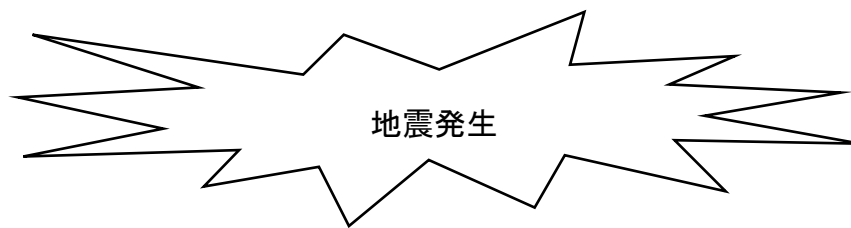
諸活動再開の指示

3-3-3 地震発生時の対応（学校に勤務中）



3-3-4 地震発生時の対応（登校・下校時）

休日・夜間は、「大災害発生時の職員行動フロー図」によること



- ・自分自身、家族等の安全確保（運転中止）
- ・二次災害の防止（道路の崩壊等に注意）
- ・テレビやラジオ等で被害情報等を入手

| 可能な限り、学校へ集合 | | |
|-------------|-------------------------------------|-------------------------|
| 配備基準の確認 | | |
| ① | 大災害発生・管内に震度6強以上の地震発生 | →（直ちに）全員集合 |
| ② | 相当規模の災害発生・管内に震度6弱の地震発生 | →（直ちに）校長、副校長、事務長等計15名集合 |
| ③ | その他の大災害発生・管内に震度5強の地震発生（電話連絡等があった場合） | →校長、副校長、事務長、連絡を受けた者集合 |

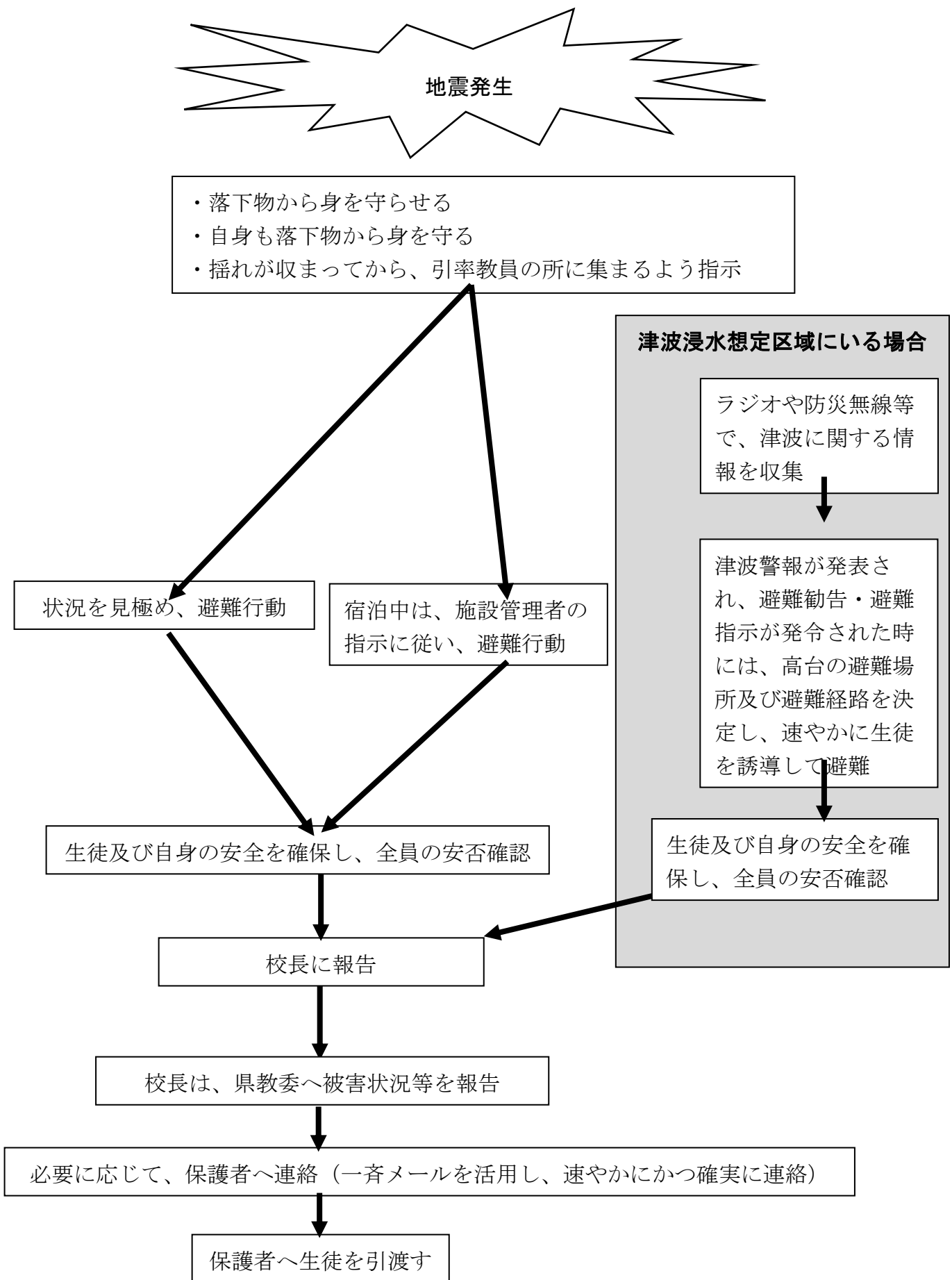
| 参集対象者 |
|-------------------------------|
| ・原則として「学校」へ集合 |
| ・不可能な場合、最寄りの県の機関に参集し、そこの指示に従う |
| ・校長に連絡 |

| 参集対象者外 |
|---------------------|
| ・自宅待機又は地域の自主防災活動の実施 |

| 学校に着いたら |
|--------------------------|
| 自衛消防（防災）活動の実施 |
| ・出勤途上で知り得た情報を校長に報告 |
| ・出勤後、校舎等を巡回し、安全（被害状況）の確認 |
| ・避難所開設の場合、管理運営に協力 |
| ・生徒の安否確認の業務 |

校長は、県教委へ被害状況等を報告

3-3-5 地震発生時の対応（校外活動中）



3-4-1 気象警報発令等（風水害等対策）への対応

（1）生徒の登校前の判断について

| 臨時休校の基準等 | | | | |
|---|---------|------------|--|---|
| | 気象状況 | 判断する時間 | 臨時休校とする場合の基準 | 基準としないが、気象状況等を踏まえて校長が臨時休校を判断する場合 |
| a | 大雨・台風接近 | 前日 | | 今後、風水害等による被害及び公共交通機関の運行状況が悪化し生徒の登下校が困難となることが予想されることから、臨時休校が適切であると校長が判断する場合 |
| b | | 朝 5 時 30 分 | 盛岡市に警戒レベル4（避難指示）以上が発令されている場合、又は気象庁から発表される警戒レベル4相当の防災気象情報（例：レベル4危険警報）が確認され、生徒の安全確保の観点から臨時休校が適切であると校長が判断する場合 | |
| c | | | | 盛岡市に対して、警戒レベル3相当の大雨警報や氾濫警報等が発令されている状況があり、臨時休校が適切であると校長が判断する場合 |
| d | | | | 朝 5 時 30 分の時点で警報が発令されていないものの、公共交通機関の運行状況が悪化し生徒の登下校が困難となることが予想されることから、臨時休校が適切であると校長が判断する場合 |
| e | | 大雪 | 随時 | |
| <p>気象警報発令時の生徒登校について</p> <p>気象警報が発令されているものの、警戒レベル4相当の発表がなく、かつ校長による臨時休校の判断がなされていない場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒は安全を確かめて登校すること。 ・ ただし、交通機関や道路の状況によって登校が難しいと思われる場合、保護者の判断で自宅待機とすること。 | | | | |

(2) 生徒の登校後の判断について

学校において警報等の発令を確認し、公共交通機関の運行状況等も踏まえ、校長の判断により、生徒を下校させること。

(3) 風水害発生等の危険性がある場合の事前連絡について

風水害発生等の危険性のために、翌日に臨時休校の判断をする可能性がある場合については、前日段階で事前の予告連絡を「インターネットを活用したお知らせシステム（eメッセージPro2）」（以下、「電子メール」という。）により、行うこと。

3-4-2 大地震、津波注意報及び警報発令等（大地震、津波対策）への対応

(1) 臨時休校について

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| a | 盛岡市で大地震（以下「震度6程度以上」を大地震という。）が発生した場合 | 交通機関や道路の状況等も勘案し、随時、臨時休校の必要性について校長が判断すること。 |
| b | 津波注意報及び警報が発令された場合 | 特別な状況にある場合を除き、臨時休校にはならないこと。 |

(2) 登校前等、生徒が自宅にいる時に大地震が発生した場合

| | |
|---|--|
| a | 盛岡市及び生徒が居住する地域において大地震が発生した場合、生徒は原則として自宅待機とすること。 |
| b | 交通機関や道路の状況によって登校が難しいと思われる場合、保護者の判断で原則として自宅待機とすること。 |
| c | 自宅待機中の避難の有無を含めた生徒の安全確保については、各家庭での対応をお願いすること。 |

(3) 生徒が登校途中に大地震が発生した場合

| | |
|---|--|
| a | 速やかに身の安全を図り、安全な方法で登校するか、安全な方法で帰宅すること。 |
| b | 登校も帰宅もできない場合、速やかに安全な場所に避難し学校や保護者に連絡すること。 |

(4) 在校時（休日の部活動や対外試合等参加中も含む）に大地震が発生した場合

| | |
|---|---|
| a | 大地震が発生した場合、安全を確保した上で、生徒を帰宅させること。ただし、安全確保ができない場合や、交通機関の確保が難しい場合には、帰宅させず生徒の身柄を学校で預かること。 |
|---|---|

3-4-3 全国瞬時警報システム（Jアラート）等による有事関連情報への対応

（１）基本方針

Jアラート及びエムネット（緊急情報ネットワークシステム）により弾道ミサイル等に関する情報が発信された場合は、児童生徒及び教職員の生命・安全の確保を最優先とし、状況に応じて直ちに安全確保行動をとる。

また、平素から、児童生徒が自ら適切に判断し、自ら命を守る行動がとれるよう指導するものとする。

（２）危機発生時の対応について

Jアラート及びエムネットによる情報は、以下のとおり「避難の呼びかけ」と「避難解除」に分類される。

| 分類 | 避難の呼びかけ（避難開始） | 避難解除（避難終了・一部解除） |
|----|--|--|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発射情報 ・ 落下予測情報 ・ 破壊措置情報 ・ 落下推定情報 ⇒ 上記の情報が発信された場合は、直ちに避難行動をとる | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通過情報 ・ 解除情報 ・ 追加情報（新設） ・ 追加情報（一部解除）（新設） ⇒ 上記の情報が発信されるまで、避難行動を継続する |

（３）基本行動

Jアラート又はエムネットにより緊急情報が発信された場合は、次の行動をとるものとする。

- ① 建物の中又は地下に避難する
- ② 建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せる
- ③ 姿勢を低くし、頭部を守る
- ④ 窓から離れ、可能であれば窓のない場所に移動する

※ 避難解除情報が発信されるまで継続すること。

（４）場面ごとの対応

Jアラート又はエムネットにより緊急情報が発信された場合は、次の行動をとるものとする。

| 区分 | 状況 | 対応 |
|------|---------|---|
| 登下校時 | 登校前（自宅） | 原則として自宅待機とし、学校からの連絡を待つ。 |
| | 徒歩・自転車 | 近くの建物に避難する。建物がない場合は身を低くし頭部を守る。 |
| | 公共交通機関 | 運転手等の指示に従う。 |
| | 共通 | 学校又は自宅のいずれか近い方に避難する。 |
| 在校時 | 校舎内 | 授業・活動を中止し、安全な場所へ誘導する。 ※ 避難場所は原則として「各教室前の廊下等の安全な場所」とする。 |
| | 校舎外 | 速やかに校舎内へ避難させる。 |
| | 校外活動 | 引率教職員の指示により安全確保を図る。 |

（５）管理職及び教職員の対応

教職員は、次の対応を行うものとする。

- ① Jアラート及びエムネットの内容を確認し、適切な指示を行う
- ② テレビ・インターネット等により正確な情報収集を行う
- ③ 児童生徒の安否確認を行う
- ④ 校内への情報伝達を徹底する
- ⑤ 教育委員会及び保護者へ必要な連絡を行う
- ⑥ 必要に応じて臨時休校・繰下げ等を検討する

※ また、教職員は、両システムの情報を総合的に判断し、避難継続及び解除の判断を適切に行う。

(6) エムネットの位置づけ

エムネットは、国から自治体等に対して配信される緊急情報システムであり、Jアラートと同様に弾道ミサイル等に関する詳細情報が伝達される。

学校においては、自治体からの情報や関係機関からの連絡等を通じて、Jアラートとエムネットの情報を併せて活用し、対応を判断するものとする。教職員は、次の対応を行うものとする。

(7) 関係機関との連携等

- ① 国・県・市町村の危機管理部局や、警察・消防等との連携
- ② 必要に応じて救急体制の確保

(8) 情報の収集及び一元化

- ① 情報は管理職に集約し、一元的に管理する
- ② 指揮命令系統を明確にし、正確な情報伝達を行う
- ③ テレビ・ラジオ等報道機関やインターネット等、近隣自治体からの防災情報等も活用し、情報の把握に努める

(9) 被害状況の把握

- ① 生徒の被害状況の確認
- ② 教職員の状況確認
- ③ 学校施設・設備の被害確認

(10) 県教育委員会並びに保護者への報告及び連絡等

- ① 教育委員会等への報告
 - ・ 県教育委員会事務局 保健体育課学校健康安全担当 (TEL : 019-629-6188)
- ② 保護者への連絡等
 - ・ Jアラート等が発信された場合は、eメッセージ等により速やかに連絡する。
(例)「現在、Jアラートによりミサイル発射情報が発せられました。安全確保行動をとってください。登校の可否については改めて連絡します。」
 - ・ 生徒の引き渡しについて、避難指示が継続している間は原則として引き渡しを行わない。解除後は、確実な確認の上で引き渡しを行う生徒の被害状況の確認

(11) 避難解除後の対応

- ① 安全確認後、教育活動を再開する
- ② 不審物には近寄らないよう指導する
- ③ 必要に応じて保護者への引き渡しを行う
- ④ 児童生徒の心理的ケアを実施する
- ⑤ 対応の検証・見直しを行う

4 事後の危機管理

4-1 安否確認

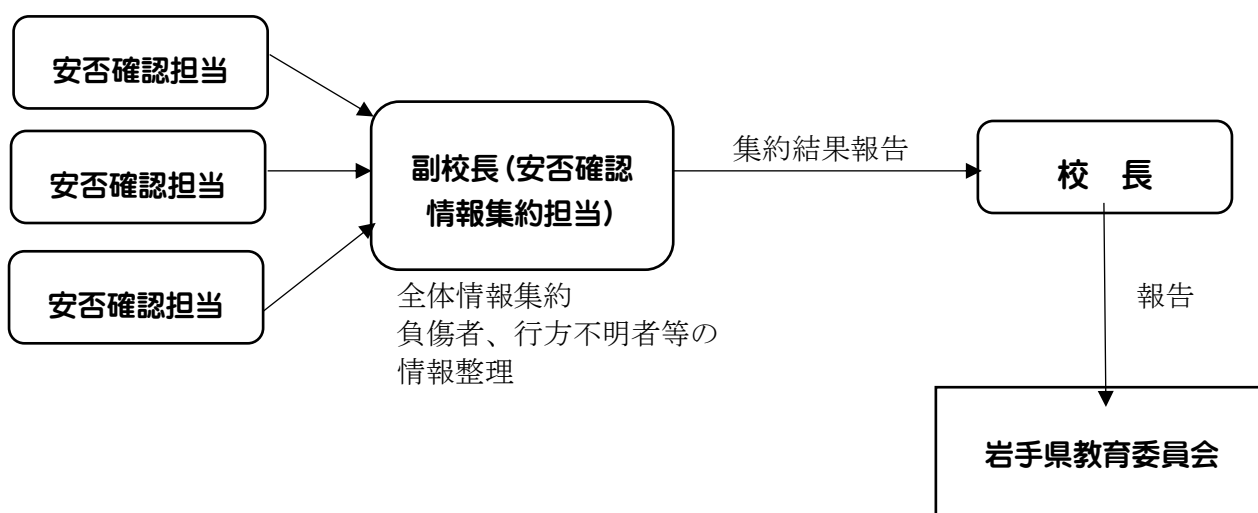
(1) 安否確認の役割分担・方法

| | | 役割分担 | 方 法 |
|-------------|----------|-----------|------------|
| 在 校 中 | 授業中 | 各授業の担当教職員 | 名簿を用いる |
| | 休憩時間・放課後 | 学級担任 | |
| | 学校行事中 | | |
| 校外活動中 | | 引率教職員 | 名簿を用いる |
| 登下校中 | | 学級担任 | 保護者連絡先への連絡 |
| 夜間・休日等 | | 学級担任 | 保護者連絡先への連絡 |

(2) 安否確認時に収集する情報とその集約方法

| | 安否確認の内容 |
|-----------|------------------------------------|
| 在校中・校外活動中 | ※ 負傷の有無 |
| 登下校中 | ※ 負傷の有無 ※ 自宅、家族の被災状況 |
| 夜間・休日等 | ※ 負傷の有無 ※ 自宅、家族の被災状況 ※ 避難先、連絡方法 |

安否確認により得られた情報は、下図のとおり集約、報告する。



4-2 被災生徒等の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

- 第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で提供する。
- 第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口

| 事故・災害等の状況 | 窓口担当者 |
|--|--------------|
| ※死亡事故 ※治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病 ※その他、複数の生徒・教職員が被災するなど 重篤な事故・災害等 | 副校長 |
| その他の事故・災害等 | 学年主任・担任・部顧問等 |

(3) 対応上の留意点

- 被災生徒等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 在校生徒への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災生徒等が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・被災生徒の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
 - ・被災生徒等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒等の気持ちにも配慮しつつ、クラスの居場所を作るなどの工夫をする。
 - ・被災生徒等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。
- 被災生徒等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

4-3 生徒、保護者等への説明

【生徒・保護者等への説明を実施する事故・災害等の基準】

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- ・ 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- ・ その他、報道・インターネット等を通じて、生徒・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 生徒への説明

生徒に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛文書の記載内容（例）】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

で
なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加
きるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても
検討する。

4-4 報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、岩手県教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれかが対応窓口になるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長（もしくは副校長）が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。

(2) 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。
- 誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることも踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じる恐れのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関への協力を要請する。

〈取材に関する必要事項〉

- ・校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- ・生徒、教職員への取材（撮影、録音）の可否
- ・報道資料の提供（記者会見）の予定 等

- 取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- 明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。
 - ・確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
 - ・把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を正確に伝える。
 - ・決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
 - ・説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- 記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、岩手県教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

4-5 生徒等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

各教職員は以下のように対応し、生徒の心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：生徒の様子を注意深く観察し、当該生徒等の健康状態を把握する。また必要に応じて、保護者と連絡を取って生徒の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる生徒の状況等を基に、全体的な傾向及び個別生徒の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該生徒等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該生徒に対する心のケア体制を確立する。

[心のケア委員会]

| | |
|-------------|---|
| 構成員 | 校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 教育相談主任 保健主事 養護教諭 当該生徒等の学級担任 当該生徒等の学年主任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 学校医 |
| 協議・ 検討事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有 ・対応方針（全校対応、学級対応、保健室等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、等） ・ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ・保護者等からの相談窓口設置の要否 ・教職員間の役割分担（ケア・指導の主担当者等） ・専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ・教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否 |

(3) 関係機関等との連携

当該生徒等の心のケアを実施するにあたり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体等、心のケアに関する医療機関）との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該生徒等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

4-6 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 調査体制

校長は、重大な事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、「基本調査」を実施する。基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりである。

| | |
|--------------------|--|
| 校長 | ・基本調査の全体統括・指揮 |
| 副校長 | ・基本調査の取りまとめ ・教職員に対する聴き取り |
| 教務主任 | ・基本調査の取りまとめ補佐 ・教職員に対する聴き取り（記録担当） |
| 生徒指導主事 | ・事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（記録担当） |
| 学級担任又は養護教諭、部活動顧問など | ・事故・災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り （生徒が最も話しやすい教職員等が担当） |

(2) 評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

評価・分析の視点は、以下を基本とする。

| | |
|-----------|--|
| 発生時の対応 | ・生徒の安全確保は適切に行われたか ・校内の緊急連絡体制は機能したか ・関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか ・情報収集・管理は適切に行われたか 等 |
| 発生後・事後の対応 | ・生徒・保護者への対応は適切に行われたか ・校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） ・関係者、関係機関との連携は適切だったか ・関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等 |
| 事前対応 | ・点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ・教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか ・生徒への安全教育に不足していた点はないか ・危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等 |

②再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・副校長・教務主任・生徒指導主事）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- ・教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- ・被災生徒保護者への説明・意見聴取
- ・その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- ・関係機関等への説明・意見聴取（学校運営協議会）

「危機管理マニュアル」の保管・周知について

①本マニュアルの保管場所・保管方法

| | |
|-----------------|---|
| 電子データ (原データ) | ¥盛岡第三高等学校学校フォルダ¥2026年度 (R08年度) ¥分掌¥00スタート¥03 危機管理マニュアル ※副校長は、毎年度当初にその年度のスタートフォルダに入れておくこと。 【バックアップ】¥盛岡第三高等学校学校フォルダ¥2026年度 (R08年度) ¥分掌¥15保健相談¥02学校安全防災 |
| 印刷製本版 | 校長室、職員室 (副校長席・保健相談主任席)、高体連事務局、保健室、事務室 配備 : 計6部 |

②教職員への配布

各教職員には、年度当初にMicrosoft Teamsで電子データを添付して配布する。その旨を年度始め職員会議で周知する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟する。

改訂履歴一覧

| 版数 | 発行年月日 | 改訂概要 |
|-----|------------|--------------------------------------|
| 第1版 | 令和3年8月20日 | 初版発行 |
| 第2版 | 令和4年11月11日 | 第2版発行 (新型コロナ対応手順の変更による) |
| 第3版 | 令和6年4月11日 | 第3版発行 (新型コロナ対応手順の変更による) |
| 第4版 | 令和7年10月14日 | 第4版発行 (新型コロナ対応手順等の削除による) |
| 第5版 | 令和8年5月31日 | 第5版発行 (校外活動における安全確保の充実、新たな防災気象情報対応等) |

岩手県立盛岡第三高等学校 危機管理マニュアル【第5版】

(令和8年5月)

発行 岩手県立盛岡第三高等学校
〒020-0114 岩手県盛岡市高松四丁目17番16号

電話 019-661-1735
019-661-1736